

# 令和元年余市町議会第4回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分  
 延 会 午後 2時35分

○招 集 年 月 日

令和元年12月12日（木曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 ( 併 ) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 議

令和元年12月13日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	17番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	近 藤 徹 哉
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	吉 田 浩 一
〃	8番	茅 根 英 昭
〃	9番	彫 谷 吉 英
〃	10番	寺 田 進
〃	11番	白 川 栄 美 子
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	山 本 正 行
〃	18番	岸 本 好 且

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

#### ○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純  
書 記 細 川 雄 哉  
書 記 小 林 宥 斗

#### ○議 事 日 程

第 1 一般質問

---

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、高橋財政課長は身内不幸のため本日欠席の旨届け出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番(山本正行君) 令和元年余市町議会第4回定例会において、さきに通告した一般質問1件ですが、読み上げたいと思います。町長には答弁のほどよろしくお願ひします。

1、栽培、醸造環境強化事業について。余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域再生法に基づく計画が認定され、地方創生推進交付金を活用し、各種事業を行っていると思います。平成30年度余市町各会計決算特別委員会でも触れましたが、地方創生推進交付金を活用したワイン

ツーリズムプロジェクト実施事業がことしで終了する旨の説明を受けているところであります。本町が推進するワインツーリズムプロジェクトの定着のため、その基盤となるワインの原料となる醸造用ブドウの栽培面積の拡大、生産量の増加やワインの醸造量の増加を図るため、圃場整備、醸造用施設整備などを継続推進する必要があると思います。本事業を町長は来年度も継続する考えがあるのかをお聞きいたします。

○町長(齊藤啓輔君) 16番、山本議員の栽培醸造環境強化事業についてに関するご質問に答弁申し上げます。

ワインツーリズムプロジェクト実施事業につきましては、ワインツーリズムの推進によりワイン産業の振興を図ることで地域ブランド力を確立するとともに、原料となる醸造用ブドウ並びにワインの増産を図ることによりワイン関連の仕事を創出し、好循環をつくることを目的に地方創生推進交付金を活用して各種事業を展開したところでございます。本事業におきます国からの地方創生推進交付金については、5年目となる本年度が最終年となるものでございます。ご質問の栽培醸造環境強化事業につきましては、ワインツーリズムの土台となる産地基盤強化のため醸造用ブドウの栽培面積の拡大及び生産量の増加並びにワイン醸造量の増加を目的とした圃場及び醸造用施設の整備を目的に資材、機器等の購入費用の一部を補助するものでございまして、実績としては平成27年度から30年度までで合計66件、3,623万1,000円の補助金額となっており、本町のワイン産業の振興に一定の成果を上げているものと考えております。本事業の必要性は十分に認識しているところであり、ワイン産業における各種事業についてさまざまな観点から検討してまいります。

○16番(山本正行君) ただいまご答弁をいただきました。それで、何点かお聞きするというよりも状況含めて少しお話をし、最終的には考え方

を聞きたいなというふうに思っております。

私も今回一般質問に当たりまして、余市のワインツーリズムプロジェクトの関係を少し整理をさせていただきます。その整理内容というか、調べた内容でいきますと、やはり1984年ころにワインブドウの栽培が本格的に始まるということを考えますと、35年経過をしていると。この35年間にもともとリンゴをつくっていた農家を含めている方々が先進的な試みとしてこのブドウ栽培を始めてきていると。さらには、近年においては全国からの新規就農者がワインブドウを栽培して、さらには自分で醸造用施設もつくって、ワインを生産して、販売もすると。農産物から生産、加工、販売、1次、2次、3次のまさしく6次産業の推進を図る、そういう事業としては極めて余市町のこの果樹農家の歴史としては大きな変化だろうというふうに捉えております。そんな中で、私もいろいろと農業者の方とのかかわりも多く、いろいろな意見を聞いていますと、このたびの事業が地方創生推進交付金事業としては今年度で終了する予定となっていると。そこについては、農家の人も理解はしています。ただ、できればこれだけ定着をしてきているワインツーリズム、ワインというブランド力も含めて、ここでより一層この政策を推進すべきであろうという発想の中で今回あえてこの環境強化事業について質問をさせていただきます。そんなことで、町長もいろいろと地域に出て、余市のトップセールスとして余市のブランド力をいろいろなところでアピールしているのは私も承知はしておりますが、ぜひとも、これからの余市町を考えますと、全ての政策が大事であります、その中でも特に第1次産業の農業を捉えたときにつくって、市場に張って、市場に物を出して売っていくというだけではなく、このような形で生産から加工まで、販売までという流れをつくっていくという環境を整備するということを考えたら、やはりこのたびの事業が

圃場の整備、年数がたつと圃場のブドウの生産量も収穫量も落ちるよと、そういうところに関しては改植も含めていろいろな形でこの事業が進められてきて、今ご答弁にもあったとおり、66件で3,600万円近くの事業実績も捉えていると。3,600万円ということは、補助した金額が3,600万円であれば、相当数の事業効果になっているだろうというふうに思います。そんなことで、来年以降もこのような事業が何らかの形で残せるのかどうか、再度町長のほうからぜひとも見解をお聞きしたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいたとおり、余市のワインの歴史としては三十数年たっております。これは、まだまだ世界的な産地としては若いほうでございます。このような中で、世界のトレンドを見ましても温暖化の影響でワインブドウの産地が北に上がってきていると。日本国内を見ましても、本州の異常気象によって産地が北海道のほうがいいブドウがとれるというようなことになってきているというようなこともあります。また、地方創生事業の第1期は今年度で終わるわけではございますけれども、第2期が来年度から始まるわけですので、新しい交付金も活用しながら、せっかくこれまで効果を上げてきたワインに関する事業、先ほどの答弁にもありますが、さまざまな観点からよりよい方向に進められるように検討してまいりたいと思っております。また、この事業の効果、余市の知名度が非常に高まっておりまして、ご存じのとおり今週土曜日もテレビで余市のワイン、放映されますし、また発売の雑誌などにも多くの記事が出ているというように非常にワイン産地としては定着してきているところでもありますので、これをまさに第2期の事業としてさらに高みに持っていけるようなことを担当としても考えているようでございますので、さまざまな角度から検討し

てまいりたいと考えております。

○16番（山本正行君） それでは、余りしつこく言うのもあれですので、町長のほうから今前向きな答弁をいただきましたので、第2次の地方創生事業なのかは別にして、事業採択として第2次で何らかの形でもしのできるのであれば、そのメニューに入るかどうか別にして、そういう方向で進んでいくという明確な答弁がありましたので、新年度に対してどのようになるかを期待しながら、私の質問は終わりたいと思います。答弁は必要ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

次に、発言順位5番、議席番号4番、藤野議員の発言を許します。

○4番（藤野博三君） 第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました下記の1点について一般質問を行いますので、町長におかれましては明快なご答弁をお願いいたします。

本町の公共下水道と合併処理浄化槽について。本町の公共下水道は、平成元年10月1日に一部供用開始し、平成28年3月末現在、事業計画面積639.4ヘクタールで、整備済み面積546ヘクタール、整備率は85.4%と発表されています。下水道課の資料によると、昭和55年の第1期事業認可以来の投資総額は251億円と莫大な費用が投資されています。その内訳は、国庫補助金が36.5%、約91億6,000万円、地方債、本町の借金が52.2%、約131億円となっています。平成30年度決算資料では、普及率81.2%、水洗化率90.8%と報告されています。普及率、水洗化率ともここ5年を見てもほぼ横ばい状態となっています。また、本町の経費回収率は下水道課の資料によるとおおむね90%前後で推移していて、経費回収率は上昇傾向にあるとされています。また、本町の公共下水道以外の汚水処理状況は、国土交通省の平成29年度末の汚水処理人口普及率を取りまとめから推計すると、平成

29年度末の浄化槽普及率は0.9%と推計されます。公共下水道を整備している古平町の3.2%、赤井川村の19.2%と比べても、これはどちらも推計ではありますが、本町の浄化槽普及率は低いと考えます。北海道は平成30年度に全道みな下水道構想Ⅳを策定し、①、今後10年程度、令和8年までを中期目標とし、道内の各種汚水処理施設の整備をおおむね完了、②、今後20年から30年の長期的観点から広域化、共同化、民間活力の導入等の新たな取り組みを視野に入れ、持続可能な改築、更新や運営管理を検討との目標を掲げています。さきに述べましたことを踏まえ、以下質問いたします。

(1)、水洗化率を向上させることは整備済みの施設をフル活用することであり、投下資本の早期回収及び健全化の観点から大変重要であると考えます。下水道法において、公共下水道地域の土地所有者に対して接続義務が課せられています。水洗化率が約100%になると、経費回収率が100%を超えると考えられます。水洗化率を100%にする方策と町長のお考えをお尋ねいたします。

(2)、余市町公共下水道事業経営戦略によると、経費回収率は平成21年7月の使用料改定以降については、おおむね90%前後で推移していて、経費回収率は上昇傾向にあり、整備率85.4%を上回っていることから、適正な経費回収率であり、今後においても経費回収率の向上に努めますとあります。平成29年度下水道決算経営比較分析表によると、経費回収率は類似団体よりは高くなっているが、ここ5年程度を比較すると85%前後を境に変動があります。経費回収率は、100%以上を目標とすべきであると思いますが、この変動の原因は汚水処理原価が原因ではないかと考えます。町長はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

(3)、本町の下水道事業計画面積の85.4%が整備されていますが、計画区域内の14.6%、93.4ヘクタールが未整備です。莫大な費用をかけ100%整

備しても計画区域外にも多くの町民が住んでいます。公共下水道の整備は、現在の整備面積にとどめ、合併処理浄化槽による整備に移行したほうが整備費用が大幅に縮減されると思います。また、北後志衛生施設組合のし尿処理場の老朽化により更新には莫大な費用がかかるため、本町の下水道処理場を利用した下水道広域化推進総合事業が計画されています。当然本町内の浄化槽汚泥やし尿も本町の下水道処理場で処理されることとなります。全道みな下水道構想Ⅳでは、公衆衛生の向上や公共水域の水質保全を図るためには下水道、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備が必要であるとうたわれています。合併処理浄化槽の汚水処理能力は、公共下水道と変わらないと考えられます。町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、藤野議員の本町の公共下水道と合併処理浄化槽についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の水洗化率100%を目指す方策等に関するご質問でございます。公共下水道が使用できる地域になりますと3年以内に水洗化し、公共下水道へ接続していただくことが原則であります。3年を経過しても水洗化されていない方々には、下水道課職員が個別に訪問し、下水道の役割及び水洗化の義務期限等について説明しているところであり、普及啓蒙活動を引き続き進め、水洗化率の向上に努めてまいります。

2点目の経費回収率の変動の原因についてでございますが、ご指摘のとおり汚水処理原価の変動が原因であり、その内訳といたしましては主に汚水維持管理費の変動が原因と考えております。

3点目の合併処理浄化槽による整備への移行についてでございますが、本町の公共下水道事業は下水道法に基づき事業計画を策定しており、現在の下水道事業計画区域内では合併処理浄化槽による汚水処理は法的に困難でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

○4番（藤野博三君） それでは、水洗化率の向上について、町長簡単に答弁されましたけれども、実際問題として水洗化率が90%超えてから一向に水洗化率が向上していないのです。それは、新たに水洗化になったところと人口減の影響で人がいなくなったというか、そういう形もあるのでしょうか、これは本来やっぱり施設を有効に使うのであれば100%目指すのが原則だと思うのです。確かにうちの終末処理場もまだ能力的には余裕ある。それはあるというか、初めの設計段階の人口規模は大きかったので、そういうこともあるのでしょうか、その中でどうしたら水洗化率を上げて、使用料の回収を上げていくかとなれば、今の段階では水洗化率を上げていくよりないと思います。確かに町長の言うとおり、個別に回っている、それは理解はできます。そして、これは浄化槽法で特にくみ取り式の便所については3年以内にはやってくださいと。そういう反面、汚水については余市町の条例では6カ月以内につないでくださいという条例になっていますよね。3条かな。4条かな。その辺についてやはり、別に職員の怠慢だとかなんとは言いませんけれども、ただ長い目で見た感じでは全然水洗化率は上がってっていないと。90%あるからいいのではないか、それは確かに同規模町村とかから見れば低い値ではないのだけれども、普及率も80%超えているから。ただ、その反面、法律とか条例ののっつて早くつないで、その人たちは快適な生活しようということ早くつないだということもあるのだろうけれども、そういう方とのちょっとこのバランスが悪いというか、公共施設を使ったものについては町民平等に快適な生活、そして水環境の健全化を考えれば、やはり100%を目指す、これが非常に大事であると思うのです。その辺について、努力をしていないということは絶対に言いません。それはわかります。ただ、水洗化率が上がっていないというのも現実なのです。だから、

その辺についての町長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、藤野議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

藤野議員おっしゃるとおり、水洗化率100%にすることが経費回収率を上げる上では必要なことだというふうなことはもちろん見解は共有するところであり、それに向けて下水道課職員が日々頑張っているところであります。他方で、法律的には規定はあるにもかかわらず、やはり実際に接続する場合は個人の負担もあることから、説得をしているという段階でございます。町といたしましても100%を目指すことが一番合理的だというふうに考えており、繰り返しの答弁になりますけれども、引き続き下水道課職員がメリットをお話することによって啓蒙活動を強く進めていきたいというところでございます。

○4番（藤野博三君） 町長のおっしゃるとおり、理解はしているのです。ただ、悪徳とは言わないけれども、もう何十年も、例えば平成元年に大川町の繁華街で下水道が開通してからもう30年過ぎているわけです。ただ、その初めごろからまだ接続していない方がいらっしゃるのです、現実問題として。それ考えれば、そんな寝ている病人の布団まで剥がせとは言わないけれども、やはり何か少し強い手段を私はとるべきではないかと思うのです。今現実にごっと計算すれば、供用区域700世帯前後はまだ多分つながれていないですよ、これから計算すると。私の推計だから、若干現実とは違うかもしれませんが、その中で町としてももう少し強い態度に出て、だって現実に下水道法に3年以内というのも、これ自体は罰則はないといいながら、町長がつながてくださいと、つなげなさいと命令をすれば、これ罰金の対象になりますよね。それ何条だったかな。法第48条、ここにありますよね。第3項、第4項に違反した人は30万円以下の罰金に処しますよと。やっぱりそ

の辺のことまで考えて、それを強引にやれとは言わないです。確かにさまざまな理由、例えば高齢で、今さら下水道につないでも、そういう方もいらっしゃるだろうし、つなげたいけれども、借家で、大家さんがやってくれないのだという方もいるのはわかる。また、どうしても袋小路で、隣の土地の持ち主さんの許可得ないとつなげない、現実にそういう方もいらっしゃいます。私のところに相談に来た方もいらっしゃるけれども、ただ特にこの接続困難地域というか、袋小路の方に対してはいいや、あなた方で解決してくださいではなくて、町の例えば下水道課の人間がそこの仲を持って何とかここ通らせてくださいとかというふうにお願いするのも大事なことはないかと思うのです。だから、その辺をもっとやっぱりきちんとやってくださいと、やっているのでしょうかけれども、お願いされたのだという方もいらっしゃるから、町民の中にも。ただ、実際にそこにやっぱりやった人とやらない人に不公平が生じたらだめなのです。公のサービスってそうではないですか。これについてはやらない人はそれでいいのだといえばそうかもしれないけれども、そうはならないのかな。命令できる処置もあるわけだから、そういうことで接続するのをお願いすると。現実に上がっていないでしょう、接続率は。余市町の下水道の経営戦略見ても、上がらないことを前提にしていますよね。そうではないのではないかなと思うのです。やはりその辺は強く出るところは強く出る。人間って、私もそうだけれども、インセンティブというのかな、ご褒美がないとできない。ご褒美というのは快適な住環境、それから余市町の近隣も含む水資源の保全というのか、そういうことだと思うのだけれども、その辺をやっぱり大いにアピールしてやってもらわないと私はだめだと思うのです。これいろいろな方法はあるのだけれども、町によっては接続しているところ、していないところをマッピングしながら、そして

一目でわかるような形でやっているところもありますし、余市町も下水道の接続に対しては補助ではないのだけれども、一応融資のできるような形になっているから、その辺も含めた中で、そして水洗率を上げていかないと余市町の下水道経営、なかなか成り立っていかないのかなと思うのです。その辺についても、長くなってもこれ堂々めぐりになる可能性もあるけれども、その辺もう一度町長にちょっとご説明お願いしたいと思いません。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、藤野議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げておりますとおり、町といたしましても本来であれば水洗化率100%を目指すことを目的に下水道事業を実施しているところであります。他方で、義務期限を過ぎても水洗化していない方々については、やはり経済的な理由であったり、高齢であって、もう下水道つがなくてもいいやというような方であったり、町外転出を考えている方がおりますことから、水洗化になかなかしていただけないというような事情がございます。これらの方々のさまざまな諸事情、特に経済的ですか高齢でありますとか転出、このような事情があることから、担当課のほうでは一生懸命やっているところではありますけれども、実際に多くの方々に2班体制で啓蒙活動、普及活動やっているわけでございますが、現実的にはなかなか当人の事情もあって、厳しい状況であるということでございます。他方で、水洗化率100%を目指すということは引き続きやっていきたいと思っております。

○4番（藤野博三君） 1番については、これは努力を惜しまないで下水道課を中心にやっていただきたいと思えます。

次に、2番目の経費回収率についてです。これは、今町長が言われたように、汚水処理原価というのは、これが一番の問題ではあると思うのです。

回収率を上げるために料金を上げるというのは、これ一番簡単だけれども、一番町民の反発を招くわけです。やはりこの汚水処理原価をどういうふうに抑えていくかということが一番大事なことだと思うのです。特に汚水処理原価というのは、汚水処理管理維持費と、それから起債の関係があるので、起債はこれは今も借金して、今返している最中だから、この起債を今さらどうせよと言ったってなかなか難しい問題だけれども、この汚水、維持管理費、この汚水原価のもう一方の。これは、今でも努力していますよと言われれば、私はその現場にいるわけではないから、ただどちらかの原価は、下水道料金は余市はトップクラスに高いから、だからそれは今また上げるということになればいろいろ問題あるけれども、この汚水処理の管理維持費をできるだけ抑えて、そしてやはりこの回収率、一時回収率100%近くなったことあるのです。27年か28年か私もちよっと記憶ないけれども。ただ、これ下水道のいろいろなマニュアル読んでも100%以上でないとなかなか下水道としては成り立たないのだと。そうでなくても5億円近い一般会計からの繰り出しがあるわけだから。ただ、汚水処理のこの維持費、これを縮減できればこの回収率が上がっていく。あと、今の段階では水洗化率が上がってきていないわけだから、大幅に水洗につなぐ人がふえるということも考えられないのです。そうなれば、やはり自助努力でこの水洗化率を上げていく。これどういうわけか上がったたり下がったり、町の戦略には90%前後となっていますけれども、この四、五年とると85を境にして上がったたり下がったり。85から急に下がることがないのだけれども、85に近いところから、あと一番高いときは100%近くになっているのです。ただ、国の指針でも100%を超えるようにしなさいと。そうでないと下水道事業成り立ちませんよということが種々の報告書にも書いてあるわけですので、ぜひその辺を考慮して、この回収率を上げ

ていかなければと。これには十分努力、経費回収率ですね、下水道料金は上げられない、そして水洗化率も上げられないとなれば、あと自助努力よりないではないですか。その辺について町長の考え方をもう一度お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、藤野議員のご質問に答弁させていただきます。

経費回収率を上げるということでありましてけれども、これも下水道課のほうで鋭意努力しているところでもあります。経費回収率に関しては、ご存じのとおり使用料単価割る原価の分母、分子の関係でございますが、もちろん単価が上がってしまうと回収率は下がってしまうわけでありましてけれども、85%前後になっている原因としてはやはり老朽化による修繕費がかかるということで、それが主な変動の要因になっているわけでもあります。このようなメンテナンスに係る経費をできる限り抑えていくことも回収率を上げる上では必要だと思っておりますので、引き続きまた現場としては鋭意努力していく所存でございます。

○4番（藤野博三君） 努力してもらおうのは当たり前のことなのだけれども、今余市の下水道も供用開始して30年過ぎているのです。ただ、終末処理場はいろいろな更新工事をやっているけれども、管網自体がこれから更新の時期に入ってきますよね。今すぐではないけれども、このままではますますこの経費の回収率が落ち込んでいく可能性も出てきますよね。今はほぼ管網の整備に対しては、新規は別、旧のもう整備したものについては今はほぼ経費というのはかかっていない状態だと思うのだけれども、それがふえてくればこの経費回収率、なお下水道事業の首を絞めていくことになるのだけれども、だからその辺についてももう一度答弁お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、藤野議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

経費回収率に関しては、横ばいでおおむね85%

前後で推移しておりますけれども、今後においても適切な経費回収に努めるように担当課といたしましては適切な下水道運営に努めるべきというふうに考えています。今後はもちろん人口減少による使用料減少が見込まれることから、特に今まで以上に適切な事業に努めるべきであるというふうに考えております。

○4番（藤野博三君） 経費回収率についてはなかなか分子と分母の話で、計算は簡単なのだけれども、中身はそうはいかないというのはありますけれども、だけれどもこれは落とさない。今はおかげさまで同規模町村から見ると回収率が若干いいのかなというのはほぼこれ町の資料見てもなっていますので、これは回収率を落とさないように、少しでも100%超えるように、なかなか下水道というのは全て自前でというのはこれ難しいのかもしれないけれども、覚悟としては上水道と同じように自前でやるのだというような覚悟を持って、ぜひ下水道もやっていただきたいと思っております。

次に、合併浄化槽の普及なのです。これ私がさっき言ったのは今さら下水道整備区域、そこに合併浄化槽を導入しろということではないのです。今の処理地区が100%にもしなっても区域外の人間がいますよね、何千という数が。そこを何とか、今まで町でやっていないわけではないよね。補助金制度を設けてやっているのだけれども、ただ近隣町村から見ても未普及というか、永久に下水道管が来ないだろうというところを水洗化することを何とか考えてほしいということです。これ余市町全部100%にするといったら、供用の対象人数は少なくなるわ、対象の土地は広がるわで何百億円という金がまた追加になる。そうであれば、今の下水道区域はこれとどめて、あとの残ったところは、今はもう合併浄化槽でなければ許可にならないから、合併浄化槽で進めていく。それから、今余市町には汚水処理の基本計画ってないですよ、多分。下水道についてはいろいろなビジョン



とか戦略とかあるのだけれども、そうではなくて、余市町全体の汚水処理の基本計画みたいなものを策定するべきではないかと思うのです。そして下水道未普及地のところは合併浄化槽をもってやっていく。合併浄化槽って、昔の浄化槽はちょっと能力的に問題もあったけれども、今の合併浄化槽というのは余市の終末処理場と変わらない。下手すれば高度処理になるとそれよりもいい、例えばBOD一つにしても5ミリ以下とか、そういう浄化槽もある中で、莫大な金かけてこれから何軒かの家に押し進めるよりは合併浄化槽を使って、そしてこれでやってくださいと。本来であれば、ちょっと余市の場合無理かもしれないけれども、これは公営で、管理も全て町でやる、そういう形でやっている市町村も結構あるのだけれども、うちは公共下水道を押し進めてきて、今その普及率が80%超えているわけだから、そういう面ではなかなか難しいこともあるかもしれないけれども、ただ汚水処理の基本計画というのは、これはやっぱり必要でないかと思うのですけれども、その点もちょっと含めた中でご答弁お願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 4番、藤野議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

下水道事業区域外において、やはり藤野議員おっしゃるとおり、合併浄化槽が合理的であるというふうに町としても思っております。汚水処理の全体的な計画については今のところ町としては有しておりませんが、合併浄化槽については合併浄化槽処理事業を平成30年度から実施しております。ちなみに、平成30年度における設置基数と交付実績は5人槽で3件、7人槽で5件、8件の交付をしているところでございます。

**○4番（藤野博三君）** これ国土交通省の資料なのです。資料というか、報道発表なのだけれども、下水道の利用者が1億人を超えました。ただ、まだ3,000万人残っていますというような報道発表があるのです。これその中で残った人たちをどの

ように安全、安心な下水道の生活、また地域の海、川の環境を保全することを考えればどうしたらいいかとなると、今は小さな町が莫大な費用をかけて終末処理場つくるよりも、下水道整備するよりもかえって合併浄化槽を利用して、できれば本来はこれ全て余市町で管理して、そして下水道料金と同じような形でできれば一番、今そういう管理システムもありますよね。これ国もつくっているのです、そういう管理システム。そして、結局公共下水道と同じような感じで、家のマンホールまでは全て自治体でやると。そして、マンホールから今の下水道より中は各個別にやってくださいという、下水道と同じような考えで汚水処理を合併浄化槽を使って推進する。そして、これももし家が密集していれば、1軒ではなくて、例えば5軒なら5軒で、今ちょうど山田団地でやっているような感じで、5軒なら5軒まとめて1台の大きな浄化槽で、これ町が管理すればできるのだけれども、これ個別でやるとなればそうはできないのだけれども、そういう方法もあるのです。ただ、余市町の今の現状見ていけば、どうも置いてけぼりの人たちがいまだに置いてけぼりになっている。この2年ぐらい前から補助制度をつけて、大分合併浄化槽も、ただそれはちゃんと考えればまだ2,000人も3,000人もいますから、その中でどうやってその人たちに下水道がある人たちと同じ生活レベルを保ってもらい、快適なそういう下水道生活をしてもらうこと考えれば、やはり何らかの余市町としても、ただこれ今の、まだ一部下水道地域も未整備のところありますよね。これは、恐らく今計画から外すこともできると思うのです。国のそういう報道を見ると、それでもいいですよというようなこと書いてあるから。下水道、浄化槽は国交省やら厚生労働省やら総務省やら入り乱れてしまっているのですけれども、ただ町としては今も国の補助金を使ったような形で合併浄化槽整備は押し進めてはいるのだけれども、それをもう

少し残された人たちに、絶対下水道が行かないだろう人たちにやってもらいたい。快適な生活を供給できるような。今ここで集落排水事業やれとか、そういうことは、これも金かかることなのです。個別でやれば、普通の家であれば100万円あればできるからなのです。これは、国でもそういうふうに書いています。5人槽なら100万円前後、7人槽でも100万円ちょっと。これ高度浄水処理の浄化槽使ってもそんなに値段は変わらないのです。そういうことで、区域外の人たちがもう少し快適な生活をできるような方策を考えてもらいたいと思うのですが、その点について、何遍も申しわけないけれども、町長に答弁お願いしたい。

**○町長（齊藤啓輔君）** 4番、藤野議員の質問に答弁させていただきます。

1点先に訂正させていただきたいのですけれども、先ほど汚水処理の総合的な計画は本町としてないというふうに申し上げましたけれども、廃棄物処理の全体の中で生活排水処理基本計画というのがありますので、それは1点訂正させていただきたいのと、あと藤野議員おっしゃるとおり、計画区域外の方にも快適な生活環境を持っていただきたいというのは町としても同じ意見でございます。ですから、合併浄化槽の整備事業について各種補助を出しているところであります。また、下水道区域内でも、藤野議員おっしゃるとおり、つないでいない人がいて、そちらの中でも合併浄化槽だと合理的ではないかというようなご指摘に関して、現在法律の縛りでは下水道法によって区域内では合併浄化槽を導入することはできないわけでございますけれども、今後人口減少を見据えた中で全体としてどのような位置づけにするのが一番合理的なのか、担当課としても引き続き検討していきたいというふうに考えております。

**○4番（藤野博三君）** 一応最後に1点だけちょっと質問したいと思います。

この浄化槽というのは非常に災害に強い汚水処

理システムだと言われているのです。今回東日本大震災、そして、むかわのほうの震災もそうだろうし、ただ下水道はちょっと長らく使えなかったわけだけれども、この浄化槽、合併浄化槽も含めて、これは非常に早く復旧したのです。個別で管網を使って流すわけではないから、近くの世界というのか、川、海、沼、そういうところに流せるわけだから、非常に復旧が早いと。だから、これはまだ国としては正確に決まっていなかったけれども、災害の避難所、ここは浄化槽処理にしたほうがいいのではないかとというような、今そういう話も出てきているところなのです。だから、余市町であっても例えば区域外のもしそういう避難所があるのであれば、そこはなるべく早目にそういうものに、合併浄化槽処理を推進して、何でも金の話になってしまうのだけれども、補助金を少し加えながらやってくださいとか、町の施設であれば町でやるとかというふうに災害対策としても非常に合併浄化槽というのはすぐれている。その辺について最後にちょっと町長に一言答弁お願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 4番、藤野議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

合併浄化槽のほうで復旧が早いということでございますが、区域外については町としても合併浄化槽に補助金を出していくというのは先ほど申し上げましたとおりでございます。今後全体的にどのようなのが一番合理的なのか、区域外については、例えば避難所とかある場合、合併浄化槽がいいのかどうかも含めて担当課のほうできちんと検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（中井寿夫君）** 藤野議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和元年第4回定例会に当たり、さきに通告した質問1件について答弁を求めます。

冬期間における歩道環境の改善について伺います。雪国に住む我々にとって、冬の除雪は生活環境を大きく左右するものです。今回取り上げたいのは、歩道の除雪後の環境についてです。除雪後、日々の寒暖差や歩道、道路の形状によっては大変滑りやすい状況になることが多くあります。特に店舗や住宅前、踏切、横断歩道付近など傾斜がつけられた歩道や道路はとて滑りやすくなります。このため、小樽市などでは歩道や道路端に滑りどめ用の砂や砂利を袋に入れて設置しているケースがありますが、余市町内ではほとんど見かけません。特に子供の通学路など主要な道路で子供のみならず歩行者が足をとられ、転倒、場合によっては骨折などのけがをされるケースも少なくないと聞いています。歩行者の安全を守る、この観点で考えた場合、本町でも対策が必要と考え、以下伺います。

1つ、本町の現状の対策と今後どのような姿勢で臨むのか。

2つ、道路管理者の種別を問わず、滑りどめ防止などの砂袋などの設置箇所は何カ所か、それはどこなのか。

3つ、あるとすれば、一般町民でも許可なく使用可能なのか。

4つ、新たに設置するとなれば、1台当たりの設置費用、年間維持費はどの程度になると見積もられているのか。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の冬期間

における歩道環境の改善に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の本町の現状の対策と今後の取り組みに関するご質問でございますが、冬期間における歩行者の安全な通行を確保する観点から幹線道路や通学路などを主体的に除排雪を行うとともに、路面凍結時には凍結防止剤などを散布してございます。また、太鼓状になっている踏切や橋の前後には必要に応じ細かな碎石を散布するなど、路面が滑りにくい対策に努めているところでございます。今後とも道路パトロールによる路面状況の把握に努めながら、冬期における安全な通行の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目の設置箇所に関するご質問でございますが、町内の市街地における滑りどめ砂収容箱については、道道登余市停車場線の登街道踏切付近と道道然別余市線、田川橋付近の2カ所に常設されてございます。

3点目の使用の仕方に関するご質問でございますが、道道に設置されております砂の収容箱につきましては、凍結路面になったときにどなたでも砂箱から滑りどめ材の袋を取り出し、直接まくことが可能となっておりますが、あくまでも滑りどめ用の砂でありますので、他の目的での持ち出しをしないよう喚起されているところでございます。

4点目の設置費用と年間維持費に関するご質問でございますが、設置費用につきましては、専門業者にお聞きしたところでは1台当たり数十万円程度とお聞きしてございます。設置場所によっては砂箱を固定する基礎などが必要になるものと考えております。また、維持費につきましては細かな碎石の補充等に係る材料費で数万円程度を想定するところでございます。

○14番（大物 翔君） まず、2番目から4番目の話はおおむね状況はわかりました。それらを踏まえました上で1番目の今後どうするかという話

を集中して伺ってまいりたいのですけれども、今お話あったように今のところ確認できている場所としては2カ所、田川橋のところと踏切の、登街道踏切のところ。実は私のほうに相談来たのも、まさに登街道の踏切の手前の歩道が傾斜しているところで2回滑って転んで足折ってしまったと。その方80歳を超えている高齢の方なのですけれども、今でも元気に介護も使わず自力で生活されているのです。その方いみじくもまず言っていたのがおかげさまで介護も使わずにこうやって元気にいられるのだけれども、うっかり歩けなくなってしまうところだったと。余市町が精いっぱい頑張っていることはわかるのだと。ただ、あなたねと私に対して、ふだん車で移動している人は気がつきにくいと思うのだと。だけれども、そういう人だけではないのだよということから踏まえたら、やっぱりこれの対策って必要と思うのだと言われたのが質問のきっかけだったのです。そういう話もありまして、ほかの自分の近所の方だとか知っている区会の方に話聞いていったら、自分たちもやっぱり問題意識は持っているのだと。ただ、こういう砂箱がないものだから、どうしていいかわからなかったというのが1つと、一つには砂箱ってあけていいのかなというふうにちゅうちょしてしまっただけのところもあったというのと、場所がたった2カ所しかないものだから、まさかそこまでとりに行って、はるか離れた自分の地域までしょって行くというわけにもいかないしということでもちゅうちょしてしまっている部分もあるのだという話だったのです。こうしたことを考えていくと、今後設置場所ふやして、全部町がやるというよりも場合によっては自分たちでできるようにしてあげて、安全確保を一緒にやっていくという考え方がますます求められてくるのではないかなと私は考えるのです。それに巨額の経費がかかって、いかんともしがたいというのであればちょっとちゅうちょするところでもあったのですけれども、ひ

っくり返るような経費でもないのかなと思うのです。もちろん毎年やっていけばそれなりにかかるのはわかるのです。そうしたことを踏まえていくと、今後設置箇所増設、もしくはぜひ使ってくださいということで歩く場所の安全確保というのをみんなで一緒にやっていくというのがやっぱり大事なのではないかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

もちろん冬期間の安全対策に関しましては、我々も非常に興味を持っている部分でございます。小樽市の場合は坂が多いことから、複数箇所で開催されているということでございますけれども、余市の場合は2カ所。砂に関しましては、もちろん自由に滑り止め目的で使っていただくことは構いません。他方で、設置場所をふやすということももちろん考えることもできると思いますけれども、やはりそこは経費との兼ね合いになってくるわけでございます。先ほど来答弁いたしました、1台当たり数十万円ほどの経費がかかるほかに砂の材料費も数万円かかるということでございます。もちろんこれをおろそかにするというのではなくて、町の職員もパトロールのたびに滑りやすいところには碎石、砂をまいているということがございます。また、内部でもこの議論をしたこともあるのですけれども、例えば設置場所、設置するのはやはりお金がかかりますから、必要に応じて必要な人に渡して、まいてもらうということもあるのではないかと話も出ているところであります。

○14番（大物 翔君） ちなみに、雪が降るたびに、降らずともよく建設課の方中心に町の中、いろいろなところパトロールされているとは思いますが、余市町がここは危ないなというふうに認識されている箇所なり区域というのはおおむねどのぐらいあるというふうな現状認識されて

いるのでしょうか。私ちょっといわゆる東部地域のほうに住んでいるものだから、西部地域の細かいことというのはよくわからない部分もあるのですけれども、そのあたり全町的に見ていっしょやる余市町さんとしてはどういうふうを考えていっしょするのか教えてください。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきます。

先ほどパトロールのたびに危なそうなところまいていっているというふうに申しあげましたけれども、実際にまいているのは跨線橋のところと踏切のところの2カ所については非常に滑りやすいというふうに認識しておりますので、担当としてはまいていっているところであります。

○14番（大物 翔君） 今月に入って冬の町政懇談会もやっていらして、地域によってはやっぱりそういう要望も出ているのだというのを帰ってから教えてもらったということもあったのですけれども、私がふだん生活していて感ずる範囲になってしまうのですけれども、先ほど申しあげた踏切の場所もそうですし、あと今はまだ町道になっている中通り2号線、あそこ歩道がほぼないのですけれども、車で走っていても曲がろうと思ったときに道路自体が若干氷の関係で斜めになったりする場合もあるものですから、車ごとずっていくときもあるのです。車でさえずるということは、歩いていたらもっと危ないのかなと。あと、よく目につくのは、そのまま中通り線真っ直ぐ行って、大川保育所の手前の踏切のところ、あそこは国道から入ってきて、踏切を渡ろうと思うときに、私ふだん軽乗用車運転しているのですけれども、その坂のところさがくざくになってしまっていて、進んでも上がらなくなってしまうのです。本当はいけないのだけれども、ちょっとバックしてから勢いつけて、一気に上がって踏切渡るという。あそこも私も歩いていて転びそうになったこともありまして、あと今度南2線をずっと行って、旭橋の

あたり、あそこも橋の形状、どうしてもアーチ状になっているものですから、だから足とられやすいと。特にやっぱりそういう箇所からまず重点的にパトロールして、見つけたら砂持ってきてというのもそうだけれども、そういうところにまず置いておいていくという。全部が全部行政にやってくれと言っているわけではなくて、手段と方法さえ提供してもらえれば、ある程度は自分たちでもできるのだよという話がやっぱり来ているのです。他方で、区会の区会長さんクラスの方たちと話したときに出了たのが、そういうことであればぜひついでに言ってほしいのだけれどもと言われたのが自治会自治の原則に基づく区会もあるのだけれども、これはちょっと行政のコミュニケーションの関係となって、若干趣旨からずれるかもしれないですけれども、ふだん例えば「広報よいち」を配ってくれと行って上からどんと落ちてくるのだけれども、だから悪い言い方をすれば行政の使い番状態になってしまっているように感ずることがあるのだと。何でそこまで後ろ向きに言うのですかと言ったら、一方でこういう、もちろん行政としてもおろそかにしているつもりではないのはわかっているのだけれども、除雪の問題だとか身近な問題に、対応したいのだけれども、対応できないというのが本当かなと思うのですけれども、なかなか聞いてもらえないのだという双方のボタンのかけ違いが起きてしまっているなど。では、そういうことを1個1個解決していくという視点から見ても、一遍に全部は無理だけれども、私は区会単位で1個ずつ置いていくぐらいの気持ちでやったほうがいいのではないかなと思っているのです。今月号の「広報よいち」に除雪の協力をお願いというお知らせ入っているではないですか。ここには条例の一部抜粋して、町民としてぜひやっていただきたいのだということが書いてある。ただ、これのもとになっている昭和60年施行の余市町冬を快適に過ごす条例の中では、やっぱり余

市町の役割という部分でもちゃんと、まず第2条では雪処理に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるとともに、特に効率的な除雪等の体制確立に努めなければいけないと。そして、第3条のほうでは基本原則に基づき総合的な除雪等計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければいけないのだと。だから、お互いの役割がちゃんとあるのだよといいながらも、余市町だってちゃんとやるのだよということをうたっていると。そうであるならば、もうちょっと手を伸ばしてあげて、一緒にやっていきやすいようにしていく、それを具体化していくことが必要だろうと重ねて申し上げたいと。

そして、何も今そういう状況の問題が起きているからというだけのことでなくて、今余市町は地域公共交通の計画進めようとしていっているのではないですか。この間総務文教常任委員会に出てきた計画では、まず協会病院線の路線を変更していくことも含めてやっていくと。一方で、高齢運転者の免許返納というのももう何年も前から全国的に進めていると。つまりこの余市町はあした、あさっての話ではないけれども、自家用車を自分で運転することばかりに頼らなくても生きていける町をつくっていかうとしているわけです、長い目で見たら。それが本当に現実のものとなるのであれば、歩行者がふえるはずなのです、今以上に。となれば、やっぱり歩行者の足元の安全確保というものがより一層大事になってくると。だから、そういう部分もあるのだから、これは具体化を急いでいくべきではないかと私は改めて考える次第なのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきます。

もちろん冬の歩行者の安全、町としてもおろそかにするつもりはないというのは先ほど来申し上げているとおりでございます。担当課としても危険な箇所にはその都度対応するようしております

すし、先ほど来申し上げましたとおり、地域とも必要に応じて砂を配付いたしまして、必要に応じて使っていただくということもしてはどうかというような内部での話も進めているところであります。このように地域と連携しながら冬の歩行状況の安全の確保、地域とともにつくり上げていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議の開催、さらに昼食を含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時28分

---

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位7番、議席番号9番、彫谷議員の発言を許します。

○9番（彫谷吉英君） 本定例会に当たり、次の質問します。町長、よろしく申し上げます。

まず、道の駅について。道の駅は、余市町を全国にPRするための情報発信拠点として、また積丹半島を訪れる観光客を道の駅にとどめ、ここから町内に誘導する情報を充実させ、交流人口の増加につなげ、町内消費を促すことで地域産業の発展に寄与するための施設だと思います。

①、今道の駅は業者による計画を立てていますが、どこまで進んでいますか。

②、仁木、赤井川、古平、積丹等の5カ町村をネットワーク化し、観光情報を一体的に発信するなど余市町を中心とした取り組みを推進してはどうか。

③、国道沿い、高速道路付近等、場所はどの辺を想定しているのか。

④、完成は何年何月を設定しているのか。

⑤、住民の安心、安全のために防災拠点施設を

併設するつもりはないか。

以上、よろしく申し上げます。

次、人口問題について。①、余市町の人口の推移を町長はどのように考えているかお伺いします。

②、余市町の現在の人口に対する高齢者の割合と20歳以下の割合についてお伺いします。

③、5年後と10年後の高齢者の割合と20歳以下の割合はどうか町長として推定はされているのかお伺いします。

④、町内の高齢者の多くは住みなれた余市町内で人生を終わりたいと考えているのではないかと考えます。しかし、老後の世話をしてくれる子供たちや親族は余市町以外に住んでいるため都会の施設へ移住しており、これら的高齢者の持っている住宅や土地を処分せざるを得ないのが現状です。これらについて町はどんな対策をしていますか。また、対策をしていれば町の支援対策を利用した過去5年間の実績をお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、彫谷議員の道の駅に関するご質問に答弁申し上げます。

5点にわたるご質問でございますが、それぞれ関連がございますので、一括して答弁申し上げます。昨年12月に後志自動車道余市インターチェンジが供用開始になり、千歳空港や札幌から所要時間が大幅に短縮したことに伴い、流入交通量が増大するなど本町取り巻く社会、交通環境は劇的な変化を見せております。そうした状況下にあつて、倶知安、ニセコリゾートエリアにほど近く、さらには北後志地域の玄関口に位置するという本町の恵まれた立地条件を生かすべく高速道路の開通効果を余市町全体で最大限享受できる箇所がどこであるかという観点で現在整備適地に関する調査を進めております。さらに、配置すべき機能についての調査を進める中でご指摘の地域の防災拠点としての機能も必要と考え、あわせて調査、検討を

進めております。なお、現時点において完成年月日を明言することは困難であります。可能な限り早期の供用開始に向けた取り組みを進めるとともに、北後志地域の玄関口として多くの人に愛される道の駅となるよう地域の観光情報の発信初め、さまざまな手法によるプロモーション活動を検討してまいりたいと存じます。

次に、人口問題についてに関するご質問に答弁申し上げます。1点目の人口の推移についての考え方についてでございますが、現在本町の人口は11月末日現在、住民基本台帳では1万8,418人です。また、2016年に策定した余市町人口ビジョンで使用しております国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年には1万6,824人、2030年には1万5,354人になると言われております。人口減少の問題は全国的な課題であり、本町においても人口減少を食いとめることは難しいと考えており、人口減少下でも活力を維持できるまちづくりを考えております。

2点目の本町の現在の人口に対する高齢者の割合と20歳以下の割合についてでございますが、本年11月末日現在の住民基本台帳では、65歳以上の高齢者の割合は39.7%、20歳以下の割合は14.3%となっております。

3点目の5年後と10年後の割合についてでございますが、余市町人口ビジョンでも使用しております国立社会保障・人口問題研究所の推計では、年齢区分としてはゼロ歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分となっておりますので、その区分によりお答え申し上げます。2025年には年少人口が8.7%、老年人口が40.9%、2030年には年少人口が8.2%、老年人口が41.8%と推計されております。

4点目の町外に移住した高齢者の持っている住宅や土地の処分についてでございますが、基本的には個人の財産であるため、所有者個人または親

族で行われるべきものと考えております。

○9番(彫谷吉英君) この通告書の後に道新で12月12日に出たのですけれども、これには道の駅の調査についてまだ移転しない可能性も残っていると。また移転は視野に入れるが、まだ調査段階としており、現在地のままとなることもあると、こういう記事が道新に見られたのですけれども、これって町長のリーダーシップで道の駅を新設するというで業者にこの調査を依頼したりしているのではないのですか、建てるという前提で。白紙から今言ったことも含めてやっている。これどこも道の駅に関してこうやって業者に頼んでやる町村もあるわけですから、全て建てるという条件でみんなお願いしているわけで、この辺この記事が本当かどうかちょっとまず質問いたします。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

道新の記事については、今余市町の道の駅をどうするのか、移転するのか、移転も含めて総合的に調査をやっているという中で、いろいろな可能性を検討している中の一つを捉えているというだけにすぎませんので、ですからいろいろな可能性をあわせて調査しているということでございます。

○9番(彫谷吉英君) きょうここで町長がリーダーシップを発揮して道の駅を新設するのだという意思をはっきりしたいと思うのですけれども、どうですか、町長。できないものですか。まだあくまでも調査段階ですか。

今の移転しない可能性も残っているという、こういう記事あるのですけれども、これ今の道の駅だと、あの辺に来て、道の駅どこですかと聞く人もいます。町民から見たら笑い話なのですけれども、そのぐらい今の道の駅というのはなっていないということです。それで、町民も新しく道の駅をとというのが賛成する方も非常に多いと思いま

す、これ。それから、やるという意味をはっきりさせるべきだと思いますけれども、いかがですか、これ。

では次に……

○議長(中井寿夫君) 彫谷議員に申し上げます。

答弁を求めているのでしたらきちんと。一問一答方式でやっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。答弁求めますか。

○9番(彫谷吉英君) はい。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、彫谷議員の質問に答弁させていただきます。

今行っている調査は新設を見越した調査でありますので、どこの場所に建設するのが最も適切なのかというようなことを調べている調査であります。

○9番(彫谷吉英君) 次に、新たな場所での道の駅になる場合、3年から5年はかかると思うのですけれども、現在の道の駅の駐車場、減少したときの駐車場はどのように考えているのかを質問したいと思います。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、彫谷議員の質問に答弁させていただきます。

質問の趣旨としては現在ニッカから借りている場所が使えなくなるからどうするのかという趣旨だというふうに解釈してご答弁させていただきますと、現在旧協会病院跡地などが駐車場としてありますので、第2駐車場が使えなくなった場合には一時的にはその場所を活用するなどして対応できるというふうに考えています。

○9番(彫谷吉英君) 次に、人口問題について。

実績の内容は理解しましたが、これからこのような申請がふえてくると思うので、町の対応を拡充をしていただくよう要望します。

ところで、実際にこの制度を利用した方から次のような問題を指摘されました。建物は中古で、土地つきで買ってもらうにしても、解体処分して土地を売るにしてもなかなか売れないのが現状で



す。また、費用は一般住宅では相当かかる場合があります。解体処分の補助金は50万円限度です。その手続も一般町民には煩雑です。また、そのとき付随して起きるのが長いこと生活してきた生活用品の処分です。業者に依頼すると三、四十万円かかるのが通常です。子供たちは手分けして札幌や千歳など道内はもとより、東京からも整理した話も聞きました。ところが、何度かに分けてやっと整理したものを町営の一般処理場に持ち込んだところ、余市町に住所がない人のものは受け入れられないと拒否された。また、土曜日、祝祭日は受け入れられない。仕方がないから、自分の住んでいるところに小分けで何日もかかって処分した。親が数年前まで固定資産税、住民税、医療費も30年も40年も納めてきたのに、この施設でもある特定の業者が持ち込めば受け付けてくれるとの話も聞きましたとの訴えを聞いております。終活に向かった年寄りに多額の負担をかけるのはどうかと思うが、ここに住んでいたという実績に対しての二、三年の間は受け入れてもらうようにはどうか。町長の答弁を求めます。

○議長（中井寿夫君） 彫谷議員に申し上げます。

質問は、整理した上で簡潔にお願いしたいと思います。

町長、今ので答弁できますか。よろしいですか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨としては、家族の方が廃棄物処理場に持ち込む際に本人ではなくてもいいのではないかということだというふうに理解しましたが、原則的には廃棄物運搬事業者が搬入するという事になっておりますので、町民本人が持って行く以外はそういう業者に頼んでいただくというようなルールになっておりますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（中井寿夫君） 彫谷議員の発言が終わりました。

次に、発言順位8番、議席番号18番、岸本議員の発言を許します。

○18番（岸本好且君） 令和元年余市町議会第4回定例会に当たり、さきに通告しております2件について質問を行います。町長におかれましては、答弁方よろしく願いをいたします。

件名1、町内の路線バスの維持、確保について。道内の各路線バス業者が12月のダイヤ改正で運転手不足を理由に路線を相次ぎ減便、もしくは廃止しています。旭川市では77系統中6系統を廃止、室蘭、登別市でも路線バスの2割弱の74便を減便すると発表、ほかのバス業者も同様の悩みを抱えており、各社とも人員確保策を打ち出しているが、決め手となる妙案は見つからず、利用者の多い札幌圏においても、減便の動きが出始めている状況です。バス会社の慢性的な運転手不足がいよいよ表面化し、利用者に影響を与える事態となりました。北海道バス協会が本年1月に運転手不足が原因で廃止された道内のバス路線数の調査を初めて実施しました。同協会によると、過去3年間で30系統以上が廃止となったと発表しており、今後は地方だけでなく、都市部にも減便、廃止の波が押し寄せる可能性があるかと予測しております。道内最大の北海道中央バスも石狩、空知、そして後志管内の一部で平日88便、休日においては300便もの減便を12月ダイヤ改正で行いました。慢性的な人手不足と人口減が進む地域の利用実態に合わせた結果とはいえ、今後も各地で路線バスの減便や廃止が続けば通学や通院はもちろん、観光客にも不便と不安を与えかねません。本町においても安心して利用できる公共交通体系の確立は喫緊の課題と考え、以下2点についてお聞きいたします。

(1)、12月1日のダイヤ改正による町内路線バス運行系統の減便及び大幅な運行時刻の変更等があったのかをお聞きいたします。

(2)、赤井川線2系統、1、余市駅前から常盤、2、余市駅前から道の駅あかいがわ間の休日

運行における余市町民の利用状況についてお聞きをいたします。

件名2、防災行政無線の戸別受信機の設置について。高齢化社会の進展により総人口に占める65歳以上の人口の割合は27.3%で、過去最高となっております。本町も高齢化が年々進み、さまざまな観点からその対策を講じているところです。特に近年多発している台風や大雨などの際、高齢者の方々に正確な情報を伝えることは非常に重要な施策の一つです。このたびの台風15号、19号の全国的な被害を受け、総務省消防庁は防災行政無線の戸別受信機についてその普及促進を図るよう設置支援に動き出しました。特に高齢者の方々に必要な情報を正確に届けられるよう情報伝達環境を整備を図る情報難民ゼロプロジェクトを積極的に推進しております。消防庁によると、戸別受信機の配備に取り組んでいる市町村は本年3月末時点で全体の74%です。ただ、各世帯に十分行き渡っていないケースがあるため、国費を投入して自治体に設置を働きかけるとしています。背景には、受信機1台当たりの価格が高く、電波の受信環境によっては屋外アンテナの設置が必要な場合もあり、自治体の負担になっているところが挙げられます。本町においても設置が急務と思われる。具体的には自治体において配備計画の策定が条件となりますが、工事費の一部に特別交付税の財政処置もあると聞いております。本町も早急に配備計画を策定し、一刻も早く戸別受信機の配備実現に向け積極的に取り組むべきと考えますが、町長の見解をお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の町内路線バス維持、確保についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の12月1日のダイヤ改正についてのご質問でございますが、町内の路線バスについては北海道中央バスが運行している余市小樽間の余市線、町内、余市協会病院線、余別、美国小樽間の

積丹線、赤井川余市間の赤井川線、このほか札幌自動車道を利用して札幌とを結ぶ高速よいち号、高速しゃこたん号、高速いわない号、高速ニセコ号がございます。また、ニセコバスが運行するニセコ小樽間の小樽線がございます。このうちこのたびのダイヤ改正においては冬ダイヤとして軽微な時間の変更はありましたが、減便としては赤井川線の日曜日及び祝日が全便運休となったところでございます。

2点目の赤井川線2系統の休日運行における余市町民の利用状況についてでございますが、この路線での休日の町民の利用については把握できておりませんので、ご理解願います。

次に、防災行政無線の戸別受信機の設置についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり災害時において正確な情報の発信は非常に重要であると認識しております。本町においては、現在防災行政無線の整備について検討を行っているところでございますが、多様な無線システムがあり、なおかつ多大な財政負担を伴うことから、今年度においてはコンサルティング会社に委託をし、町内の地域性を考慮した上で各無線システムの特性や導入コストを検証し、効率的に情報伝達する手法の整備に向けた検討を行っているところでございます。

○18番（岸本好且君） 現在余市町にとって望ましい公共交通網の基本計画の作成ということで、平成29年9月から地域公共交通活性化協議会を設置して、いわゆる余市町の地域交通網の形成計画の策定に向けて、協議、検討を重ねている最中だと思いますが、肝心なのは、質問にありましたように、実際バスを運転してくれる運転手の確保がまずできなければ公共交通としてのバス路線の維持は非常に困難な時期に現在入っていると、そういう状況だと思います。

そこで、1点目の12月1日ダイヤ改正による町内バス路線減便及び大幅な運行時刻の変更があつ

たのかという質問で、答弁では若干の時刻変更があったようですが、赤井川線以外についてはおおむね維持をされているということで、それぞれ詳しく答弁をいただきました。人口減によるバス路線の大きな減便や廃止につながってくるというのは、事業者にとっては本当に深刻な問題ですので、そういう状況になるということは原因として挙げられると思いますけれども、やはりいろいろ報道等によりますと、これはバス業界ではなくて、運転手不足が大きな原因になっていると。そこで、ここを走っている中央バスにおいても同じ状況だと思います。余市町を起点として地域間の幹線バスや町内、協会病院等も含めて、この域内循環バスは確かに事業者の努力によって現在運行しておりますが、反面利用者が少ない便、もしくは経路が重複している区間があったりして、現状としては維持といたしますか、経路の確保も含めてかなり厳しい状況ではないかと思っております。そういう状況を町長が現在特に余市町内を見てどのような認識でおられるか再度ちょっとお聞きしたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 18番、岸本議員のご質問に答弁させていただきます。

現在公共交通の人手不足をめぐる現状認識という質問であったと思いますが、私ももちろん人手不足の話は各所で聞いておりますし、バス路線を維持するに当たってもやはりドライバー不足、これは余市町内のみならず、北海道、全国的に進んでいる課題であります。また、バス以外にもハイヤーにおいてもドライバーの確保が非常に難しいというふうに聞いており、実際にドライバー不足で事業者が1社撤退するというようなこともございました。このように公共交通を維持する人手不足というのは非常に全国的に深刻な問題であるというふうに考えております。解決策は簡単には見つからないとは思いますが、今後もさまざまな情報収集をしながら、適切な公共交通

網の維持に努めていくようにしたいと考えております。

**○18番（岸本好且君）** 今町長がおっしゃいましたように、これバス業界に限らず、タクシーの話もありました。運送業界は本当に深刻な人手不足ということが続いています。今後も続くだろうと心配していますが、ちょっと話はずれますが、今ネット社会で、ネットで申し込みするのだけれども、運ぶ人がいないと。そんな状況が今都市部はもとより、そういう状況になっているかと思えます。企画政策課でこれ発行していると思うのですが、12月のダイヤ改正に伴い今回も公共交通時刻表が全世帯に配られていると思いますけれども、12月の時刻表の中にも余市町の公共交通網を維持していくためにということで1個記事として載せております。それは、まさに今運転手確保のことも記載してありました。町民の方にとってはバス業界の今の現状を知ってもらうために大変記事はいい記事だと思っております。現在北海道内の路線バス業者が25社あるそうです。2年前の調査で運転手が、2年前ですから、その前からも続いていると思うのですが、結局は運転手が足りないというのが7割、72%ぐらいという調査、報告があります。深刻なのは、私もバス乗る機会多いのですが、やっぱり運転手さんの高齢化が進んでいます。なかなか後継者がいないということで、大半が50代以上を占めているという状況、これ各社ともそのような状況です。

それで、行政にも限りがあると思うのですが、余市町内のバス路線はもちろんなのですが、余市町は北後志の起点となるハブの地域ですので、路線バスが今後減便や廃止につながらないように事業者であるところという北海道中央バス、本社になるのか、営業所を通じてなのか別としまして、ふだんからそういう協議といたしますか、話し合いが今まで以上に必要になるかと思

います。北後志の中核の町、余市町の町長としてその辺のお考えがあれば再度お聞きしたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 18番、岸本議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

バス路線の減便について、やはり乗客が減ればそれこそバスも採算性が悪くなりますから、減便につながるというような状況ももちろんあります。大体地方のバスというのは国土交通省の補助金で運営されているケースがございまして、どのバス路線についても非常に運営は厳しい状況にあります。もちろん余市町としましても近隣町村とともに随時意見交換をしておりますし、事業者も交えた意見交換なりはしておりますので、引き続きバスの維持ですね、そして乗車率を上げなければもちろん採算性は確保できませんから、その点の方策も踏まえながら意見交換をしていきたいと思っております。

**○18番（岸本好且君）** ただいま町長の考えをお聞きしました。ぜひ近隣町村ももちろんそうですけれども、特に事業者との丁寧な話し合いというのですか、常にパイプを持って対応していただくようお願いを申し上げます。

では、次の質問に移り、再質問させていただきます。同じくバス路線の関係で、答弁ありましたように、赤井川線の関係なのです。今2系統走っております。月曜日から土曜日までは中央バスが運行しているということで、この2系統の運行が日曜日、休日については中央バスが運行していないということで、今代替バスが走っているわけですけれども、これ赤井川の村民だけでなく、余市町民も利用しているということなのですが、把握できていない。なかなか把握は難しいと思いません。

それで、余市町民がどうこうというよりも、いずれも余市駅前を発着点として午前と午後2便ずつ運行している路線ですし、これは先ほど言いま

したように、赤井川の村民の方々にとっても非常に大事な路線でありますし、当然その沿線、生活館前から乗る人、モンガクとかその他停留所ありますけれども、黒川町、登町の皆さんにとっても大事です。そして、この地区は新規就農者の方も結構入っている地域でもありますし、ちょっと聞くところによりますと、常態的ではないのですけども、東中学校に通う生徒さんも、時期にもよりますけれども、乗っているということも聞いております。日曜日、休日のその間は赤井川所有のバスが、少し運行時刻変わっていますけれども、同じく午前、午後2便ずつ運行していると聞いています。心配なのは、ここの場所がどうこうではなくて、ちょっと1点目の質問と重複するところあると思いますけれども、このような状況が今後同じ町内にも、もしくは積丹線、そういうところに波及しないのかなとすごく心配です。そういう意味で、事業者の方針もあるので、非常に難しいところだと思いますけれども、その辺について、現時点で結構ですので、そういう情報等がもしあればお聞かせいただきたいと思えます。

**○町長（齊藤啓輔君）** 18番、岸本議員の質問に答えさせていただきたいと思えます。

赤井川線が休日、日曜日運休になったような状況がほかの路線にもということだと思えますけれども、現在のところそういう話にはなっていないというふうに承知しています。

**○18番（岸本好且君）** 現在はなっていないということです。ただ、今後多分予想されるような気がします。ですから、ちょっと繰り返しになりますけれども、ぜひともそれは事業者さんとはもちろんそうですけれども、沿線に住んでいる住民の方たちの対応もするよう、その辺はお願いしたいと思います。最近、ちょっと午前中の質問にもありましたように、今高齢のため免許を返納する人もふえていますし、一方では余市町内もあるので、市街地から離れていて、本当は運転

したくないのだけれども、高齢者の方が一つの交通手段としてみずから運転する方もこれは確かにいらっしやいます。そのことが今起きている高齢者の交通事故等が多発しかねない状況であることも、これは都市部とまた違って、我々地方のケースは違うと思いますけれども、それが心配されま  
す。そういう意味で、移動手段として日常生活に不便を感じさせない、そういう施策というのが、まさに今公共交通網形成の計画を今練っている最中だと思えますけれども、ぜひその辺はしっかり取り入れていただきたいと思えますし、特に今実際に起きている赤井川線の関係については、これ1点、私は地元の人からの要望というのは早くから聞いていたのですけれども、ちょっと細かい話なのですけれども、やはり利用してもらう人をふやすためには利便性がよくなければ乗らない。乗っても効率的に余市町内、もしくは小樽、札幌に行けない。実際今起きているのは、事業者が時刻表をつくるものですから、これ行政がどうこうというのは言えないのだけれども、要は朝赤井川方面からモンガク通って、生活館前通って、余市駅前  
に到着するのが早い便で7時07分なのです。ところが、1番に今JRを利用して小樽、札幌方面に行くのが朝の7時01分なのです。その差6分。6分はぎりぎりなので、せめて10分、駅前にバスが到着しますから、そこからお年寄りであっても駅、ホームに入るのが4分、5分あれば十分。そういうことも、本当はそういうふうにしてあげればやっぱり便利だから、使う。息子さんとかおじいちゃん、おばあちゃんを乗せて余市までだとか、そういうのがなくなると。そういうケースが実際起きていますので、少しでも利用しやすい環境をつくってあげることも行政の仕事かと思えますので、どこまで入れるか別として、行政がこのバス事業者に対してそういう利便性の要請するというのが町としてどこまでやろうとしているのか、やれるのか、それ含めてちょっとお話を聞かせていた

だけだと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

ダイヤの話でございますけれども、ダイヤ策定するのは事業者でありますけれども、いろいろなところでコミュニケーションをとってありますので、利便性、こういうふうにしたほうが乗る人がふえるのではないかみたいな提案は担当からは伝えられますので、機会があるたびにそういう話はしようとは思っております。

○18番（岸本好且君） これもすごく難しくて、これJRにちょっとでも早く、もう10分早く着いたらすごく便利だと。逆に今中学生の話ししましたけれども、早過ぎるのです。要は早く着いて、その間東中学校まで行っても授業始まるまで図書室で待っているという、そんな状況もちょっと聞いていますので、すごく時刻表については難しいですけれども、どこをメインにするかというのは難しいところあると思えますけれども、きめ細かなやっぱりそういう対応をできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。ここ終わります。

次に、大枠の2点目の防災行政無線の戸別受信機の設置について再質問させていただきます。答弁では、現在コンサル含めて検討に入っているという答弁でしたけれども、この防災行政無線の戸別受信機については全国の自治体の設置状況、これいろいろな数値、ちょっと違うところもありますけれども、全戸配布といえますか、設置、一部設置も含めてもう既に74%を超えている。完全なものではないです。十分ではないところもたくさんありますけれども、未整備の自治体が年々少なくなってきました。その背景にはやはり今の最近起きている大きな災害のこともあるのですけれども、それはいつ起きるかわからない状況です。その意味で未整備の中に余市町が入っているということで、以前にもこの関係について一般質問を

させていただきましたが、最近の甚大な災害が起きている状況はやはり戸別受信機の整備というのが本当にまさに必要でありますし、各自治体が一刻も早くその整備に向けて努力しているということです。

それで、特に高齢者の方々にはなかなか正確に伝えるということが非常に難しい環境ですので、今コンサルでやっているということなのですけれども、庁舎内でもぜひ調査研究といいますか、本町に合う機種も含めて、電波の環境状態もあります。そういうことで、ぜひどういうものがあるのか、どういう方向性があるのか、早急に取り組むべきだと考えますけれども、再度見解があればお聞きしたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきます。

防災行政無線に関しましては、さきの答弁と同じになりますけれども、まさに今どういうシステムがいいのか調査しているところでございます。

**○18番（岸本好且君）** 今設置に向けて鋭意努力されているということはわかりました。

それで、今回災害が起きたところ、以前にも大きく実際に災害に遭った自治体やそのメーカーに国がヒアリングを行っております。そういう意見が集約されて、ちょっと報告されていますけれども、この戸別受信機についてはメリットはやはり天候に左右されないということなのです。やはり雨の音で屋外の伝達手法については、大半はそうやっているのだけれども、実際は雨の音、強風によって聞こえづらい、特に高齢者の方は聞きづらかったというのもこのヒアリングで多数出ています。そういう意味では、メリットとして、無線で飛ばしますのです、そして戸別に伝達されるということで、確実に伝わる、天候に左右されない、それから一番は停電時、停電が長く、実際あった事例ですけれども、停電時においても乾電池使用の受信機であればそれはきちんと情報が伝わる。一

方、電波環境が悪い中でどうしても屋外にアンテナをつけなければならないということと何せ1台当たりの価格が高いということで、なかなか導入がちょっとおこなわれているというのが、それは確かに全国的にはあります。

そこで、今回総務省の消防庁が国費を投入して、数が1万台というのをちょっとお聞きしたのですけれども、その1万台が、全国で1万台ですから、余市町の規模でどのぐらいなのかは別として、どうですか。まず、せめて区会に1台、それ区会長宅になるか、ほかの家になるかは別として、43ぐらいあるのでしょうか。ぜひそういうのはどうなのかも含めて今回前倒して、せっかくのそういう制度が今ありますので、いいチャンスだと思いますけれども、一歩進んだ取り組み、ちょっと進めてはどうかと思いますけれども、もしその辺の見解があればお聞きしたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

仮に戸別受信機を設置する場合は、今調査している段階ですけれども、もととなるシステムから整備しなければならないので、非常に多額の経費を必要とすると。仮に総務省から補助をいただいたと仮定したとしても半分は町の持ち出しになるわけですから、その点非常になかなか容易に導入はできないだろうなというふうには思っております。いずれにせよ、先ほど来申し上げましたとおり、余市町に合うのがどのようなシステムかというのを調査しているということでございます。また、余市の場合はヤフーと連携協定結んでおりますので、災害時にヤフー防災アプリというので情報を配信できますので、スマホを持っていれば事実上の戸別受信機に近いようなこと、データも入ってくることもあるので、その点も考えながら何が一番効率的なのかを調査している段階であります。

**○18番（岸本好且君）** スマホの話もありました。

高齢化率、余市は27.3%、全国平均からもはるかに超えて、今30%中までいっています。どんどんふえています。我々もそういう時代入っていくのですけれども、そういう機会に、もっと言えば1人世帯、高齢者、そういう意味では戸別受信機というのは、費用の問題も確かにあります。しかし、この災害、いつ起きるかわかりません。そこがわからない、そういう状況の中で現在積極的にされているということは理解した上で、余市に合った、余市の環境に合った、電波の状況もありますので、ぜひ一刻も早く設置できるようにお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。答弁はよろしいです。

**○議長（中井寿夫君）** 岸本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

---

再開 午後 2時10分

**○議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位9番、議席番号5番、内海議員の発言を許します。

**○5番（内海博一君）** さきに提出しました質問をさせていただきます。

件名、AYA世代のがん患者の支援について。余市町も少子高齢化社会が急速に進んでいる状況の中、AYA世代（思春期と若い成人、15歳から39歳）は、これからの町の発展に必要な世代とまちづくりに尽力している世代です。平成27年度国勢調査では15歳から19歳、855人、20歳から24歳、623人、25歳から29歳、693人、30歳から34歳、814人、35歳から39歳、1,012人、合計で3,997人、人口比率で20%になります。国立がんセンターがAYA世代のがんについて種類別罹患率を公表しました。がんと診断されるAYA世代は推計で約2万

1,000人。10代は白血病、20歳から29歳では卵巣がん、精巣がん、30歳から39歳では女性乳がんが多く、AYA世代のがん患者は就学、就職、結婚、出産、子育てなどさまざまなライフイベントに直面し、一人一人が自分らしく過ごせるためにサポートが必要です。AYA世代のがん患者の支援について以下お伺いします。

1、平成30年度余市町のAYA世代の人口とがん患者の人数について。

2、がん患者に対して医療機関と具体的な相談窓口の開設について。

3、AYA世代のがん患者に特別支援教育、在籍校による教育（訪問教育、遠隔教育を含む）などの教育支援について。

4、がんの抗がん剤や放射線治療は妊娠する能力が低下、喪失が懸念されることから、卵子、精子を凍結保存し、将来妊娠することを前提に行います。しかし、卵子凍結保存が35万円、精子凍結保存が5万円、卵巣凍結保存が60万円と高額であり、経済的に大きな負担が現状です。これに対する支援について。

5、がん患者の6割以上が終末期の在宅療養を希望しているが、介護に対する支援が不足しています。介護保険では末期がんは対象になりますが、39歳以下では適用されません。名古屋市では、平成30年度に20歳から40歳未満の末期がん患者に在宅ターミナル支援事業を施行しました。内容は、在宅サービス、福祉用具貸与、福祉用具の購入、住宅改修、在宅生活に係る相談支援です。財政厳しいときですが、支援についての考えをお伺いいたします。

町長には答弁よろしくお願ひいたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、内海議員のAYA世代のがん患者支援についてに関するご質問に答弁申し上げます。

AYA世代のがん患者の支援につきましては、近年国などにおいてライフステージに応じたがん

対策として、がん患者の方への情報提供や診療体制等の整備などについて検討が進められているところでもあります。

1点目の平成30年度の余市町のAYA世代の人口についてでございますが、平成31年4月1日現在、15歳から19歳は721人、20歳から24歳は608人、25歳から29歳は617人、30歳から34歳は689人、35歳から39歳は864人で、合計3,499人であり、人口比率で申しますと18.9%となっております。

次に、AYA世代のがん患者の人数についてでございますが、現在町全体のがん患者の人数につきましては町が独自に把握することは難しい状況ではありますが、平成29年度の北海道国民健康保険団体連合会が公表している国保加入者の疾病分類受診率では15歳から19歳はゼロ%、20歳から24歳は0.9%、25歳から29歳は0.8%、30歳から34歳は0.6%、35歳から39歳は1.6%となっております。

2点目のがん患者の方の相談窓口の開設についてでございますが、後志地域におきましては地域がん医療病院として厚生労働省の指定を受けている小樽市立病院に相談支援センターが設置されており、がん患者の方やその他ご家族、さらには地域住民や医療機関などに対し専門的な相談支援や情報提供などが行われているところでもあります。

4点目のがん治療前に生殖機能を温存する妊孕性温存に対する支援についてでございますが、現在国におきましてもAYA世代のがん患者を対象とした妊孕性温存に対する検討はされておりますが、がん患者における生殖医療の治療成績、安全性に関するエビデンス不足などの課題もあるため、対策等を検討した上で経済的支援策の検討が開始されることになっております。本町といたしましては、国や道の動向などを注視するとともに、今後の支援のあり方について調査研究してまいります。

5点目のAYA世代に対する支援についてでございますが、名古屋市においてAYA世代の末期

がん患者に対する在宅ターミナル事業が実施されていることは認識しておりますが、本町における支援のあり方などについて調査研究し、必要となるAYA世代のがん患者の現状把握などに努めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁申し上げます。

○教育長（佐々木 隆君） 5番、内海議員の教育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

3点目の児童生徒のがん患者に係る特別支援教育や在籍校による教育支援についてのご質問でございますが、児童生徒ががんに罹患し、その病状により長期の入院加療が必要となった場合、当該病院内に小中学校の病弱身体虚弱特別支援学級が設けられている場合には、そちらに転校することが可能でございます。また、入院は要しないが、日常的に医療や生活規制が必要な場合には、在籍する学校内に病弱身体虚弱特別支援学級を開設して、児童生徒への教育的支援を行ってまいりますので、ご理解を願います。

○5番（内海博一君） 1番目の人口の問題はよくわかりました。

2番目のがん患者に対しての医療機関等の窓口ですが、余市にはなく、小樽協会病院にしかないということですが、就労関係の相談窓口を明確にして、各医療機関などに周知すべきということが文部科学省のほうに書かれているのですけれども、その辺に関しましては余市のせつかくある協会病院などに関してはそういう形での相談窓口というのはつくられていないのでしょうか。

それと、もしつくられていないとすれば、余市町としてそういうことを相談するつもりはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

後志地域の地域がんの診療病院といたしましては、小樽の協会病院ではなく、市立病院になりま



すが、そこに相談支援センターが設置されております。余市に設置する意思はあるかということでございますが、現在のところ余市には設置されておらず、一元的に専門的なスタッフもいる小樽の市立病院のほうの相談支援センターのほうに相談いただくというようなことになっております。

○5番（内海博一君） ごめんなさい。市立病院ですか。市立病院と余市の協会病院との今の形の中でのかかわりとか連絡というのは、連絡網はきちんとしているということでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

もちろん個別具体的な対応になりますけれども、そういう患者さんが余市の協会病院に来られた際にはドクター間できちんとやりとりがあるものと認識しております。

○5番（内海博一君） それでは、ドクター間ばかりではなくて、せつかくですので、余市に協会病院ありますので、その辺の窓口もうまく連絡できるようにしていただければと思えます。

それでは、3番目については後ほどということで、4番目の抗がん剤が経済的に非常に大きな負担になるということで、これから余市の町をつかっていって、人口をふやしていってくれるということを考えまして、国もこれからということですが、余市町もせつかくですので、できればこういうことを今から考えておいていただいて、国が例えば補助が出るなりなんなりしたときに実際問題としてすぐ対応できるような形にいただければと思えますけれども、その辺ちょっと意見をお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げましたとおり、国や道の動向を注視してまいりたいというふうに答弁させていただきました。実際余市町内におきましては、AYA世代のがん患者については恐らく多くないと

いうようなことでございまして、もちろん個別具体的な相談があった際には、役場のほうにも保健師などのスタッフがおりますから、相談に乗りながら必要な支援を行っていくつもりではございますが、もちろん一元的には、先ほど来申し上げましたとおり、拠点のほうの相談支援センターと相談いただくということになっておりますけれども、財政的な支援に関しましては今後国や道の動向も見据えながら何ができるか検討していきたいと思っております。

○5番（内海博一君） 前向きな姿勢で考えていただければと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、6番目の末期がんの患者なのですが、介護保険に書いてありますように、介護保険は40歳以上でなければならないという形の中で、終末期を迎えている方たちの中で、経済的にも非常に不安な中、どうしても自分のところで生活をしたいという方がAYA世代では60%ぐらいいるという統計が出ています。ここで本来は国、県がやる話なのですが、多分名古屋市は財政豊かでしょうから、こういう形でこういう事業を行っていると思うのですが、余市町の経済も厳しいのはよくわかっている上でのお願いと質問なのですが、余市町民のAYA世代の方たちがもしそういう申請をしたら、町として、町長としてこういう支援を考えていただけるのかどうかお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

名古屋市の場合はご承知のとおり非常に豊かな経済状態ということでございまして、20歳以上40歳未満の者に対する支援事業を行っているところでございます。本町においては、先ほども申し上げましたとおり、実際には事例がないものことから、個別具体的な相談があった際にどのような手段がとれるのか、情報提供含めてスタッフ

のほうで対応させていただくということがあります。もちろん町が取り組まなくても各種支援事業というのは世の中にはたくさんあるというふうには思いますので、その点さまざまな情報を集約、提供をすることでサポートはできるのではないかとこのように思っております。

**○5番（内海博一君）** 国でも県でもなかなか、道は特に財政困難でこれできないというような回答をしたみたいですが、いずれそういう時代が来るのであれば、目の前に来る前に町自体としてそれに対応できるような形にさせていただければ、これから余市町を担うAYA世代の方たちにとっては心強いと思いますので、継続して考えていただきたいと思います。

それでは、あと3番目のAYA世代のがん患者の特別支援教育についてちょっとお聞きします。法律の第23条、地方公共団体は国民ががんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育のための必要な施策を講じるものとするというふうにあるのですけれども、余市町ではしておりますか。余市町というか、教育委員会のほうではそういう指導しておりますか。お伺いします。

**○教育長（佐々木 隆君）** 5番、内海議員からの再度の質問にお答えをいたします。

義務教育、小中学校でがん教育の学習と申しますか、中学校におきましては保健体育の教科ということで学習をしておりますし、小学校におきましては特別授業の実施をして、学習をしております。

**○5番（内海博一君）** これは、学校の保健の先生や先生方がこういう教育、お勉強を指導しているという形に捉えてよろしいのでしょうか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 5番、内海議員からの再度の質問にお答えいたします。

小学校につきましては、現在さまざまな教材等

でいろいろと学習もしておりますし、来年度学習指導要領が改訂になります。来年度からは保健の教科書でこちらを学ぶ形になりますし、また中学校におきましては同様に今学習をしておりますけれども、中学校も学習指導要領が再来年、令和3年度に改訂になります。ここで保健体育の教科の中で学習も深めていると。

先生につきましては、小学校では担任、あるいは保健、養護教諭、あるいは中学校でも同様に養護教諭、その辺はきちんとした把握はしておりますけれども、恐らくそのような形で学習しているものと思われま。

**○5番（内海博一君）** もう1点聞いて終わりにしたいと思います。

外部講師を使ってがん教育をするという考えはおありでしょうか。

それと、もう一つ、がん教育がどのぐらいAYA世代にとって、社会にとって大事なのか、小中学校の部分は教育長、あとの部分は町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○教育長（佐々木 隆君）** 義務教育におけるがんの教育に係る部分の外部の教師ということでございますが、当然さまざまな指導できる立場にある方がいらっしゃると思っておりますけれども、その点につきましては十分今後検討していきたいと思っております。

がん教育の重要性というのは、確かに重要であると思っております。がんに対する正しい知識だとか、あるいはがんに対して命の大切さだとか、そういったものについてはきちんと学習をして、大切さというものを深めていくことがとても重要だと感じております。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

がん教育を行うことへの社会でのインパクトについてでございますけれども、もちろんAYA世代に対してがん教育を行うことは非常に重要だと

いうふう思っております。がんの場合はかつてと違いまして不治の病でもないですし、今や早期に発見すれば完全に治る病気になっているわけでございます。他方で、もちろん国民病とも言われるぐらい多くの方ががんにかかるわけでございますから、重要なことは正しい知識を持って、早期に発見して、早期に治療するということが重要になってくるわけでございますから、その点教育が果たす役割というのは非常に社会的に有用であるというふうに考えております。

○5番（内海博一君） 町長、教育長からがんに対する教育についてお伺いしました。これをここで終わらせないで、前に進んでいただいて、どの地区よりもAYA世代を守るような方策をとっていただきたいと思います。これは私の、町民のお願いだと思しますので。答弁は要りません。ありがとうございます。

○議長（中井寿夫君） 内海議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、14日から15日までの2日間は休会といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、14日から15日までの2日間休会とすることに決しました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、16日は会議規則第8条の規定に基づき、

午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時35分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           11番    白    川    栄美子

余市町議会議員           13番    安    久    莊一郎

余市町議会議員           14番    大    物            翔